

三田市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される三田市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、以下の事項について協議を行う。

- (1) 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制を整備することについての協議
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) その他目的の達成の為に必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 障害者福祉に携わる者
 - ア 相談支援事業者
 - イ 障害福祉サービス事業者
 - ウ 教育及び雇用関係者
 - エ 福祉団体関係者
 - オ 障害者団体関係者
- (2) 学識経験者及び医師
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 委員の変更又は欠員による補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報償)

第6条 三田市は、協議会に出席する対価として第3条第2号に規定する者に対して三田市が別に定める三田市附属機関等の適正な設置等に関する要綱(平成21年4月1日施行)に基づき報償を支払うものとする。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委員が諸般の事情により出席できない場合は、会長の承認をもって代理の者を出席させることができる。

3 会長は、協議会の運営上必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会長と副会長を構成員とする正副会長会を設けることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要に応じ専門的な課題について協議を行う部会を設置し、又は解散し、若しくは既設の会を部会として指定することができる。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要に応じて、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

5 部会の協議内容は、会長の同意をもって協議会の協議内容とすることができる。

6 部会長は、その協議内容を協議会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 委員及び会議出席者は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、三田市障害福祉担当課がこれにあたる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、協議会発足時の委員の任期は、平成20年3月1日から平成22年3月31日までとする。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。